



今月の視点

【令和元年】 税制改正2019

～次世代への経営引き継ぎ、自然災害対策、投資活性化を後押し～

政府は2019年度の税制改正関連法案を国会に提出し、3月29日成立・公布され、原則4月1日に施行されました。中小企業・小規模事業者向けの主な改正の内容について、その詳細を紹介します。

本年度は、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策を講じております。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、あわせてイノベーション促進のための研究開発税制の見直し、中堅・中小・小規模事業者の支援などを制定しております。



中小企業・小規模事業者向け税制改正2019のポイント

○事業承継の促進

10年間限定で、「個人版事業承継税制」事業用資産に係る相続税の納税猶予制度を創設。

○災害への事前対策の強化

防災・減災の設備投資に対する特別償却（20％）

○設備投資の活性化

中小企業経営強化税制の延長・強化、中小企業投資促進税制の延長など。

○法人税負担の軽減

中小企業者等の法人税率の特例の延長

※4月27日から5月6日まで10連休の会社が多いようです。
資金繰り、労務、製造、受注、営業、会社の建物や設備、電気回りなど、
事前のリスク管理を今一度、会社全体で見直しましょう。

多様な事業用資産の相続税・贈与税を納税猶予する

個人版事業承継税制

【個人版事業承継税制の創設】

□狙いと内容

個人事業者の円滑な世代交代を促すため、事業用資産の承継にかかる相続税・贈与税を100%納税猶予

□対象：青色申告の承認を受けた個人事業者

□対象となる事業資産

- 土地・建物（土地は400㎡、建物は800㎡まで）
- 機械・器具用品（工作機械、パワーショベル、診療機器など）
- 車両・運搬具
- 生物（乳牛、果樹など）
- 無形減価償却資産（特許権など）ほか

□適用期限

2019年1月1日～2028年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象

□その他・補足

- 制度を活用するには、①経営承継円滑化法に基づく認定が必要、②2019年度から5年以内に、あらかじめ承継計画を提出することが必要
- 相続税の納税猶予は、現行措置（特定事業用宅地等の小規模宅地等の特例）との選択適用

【個人版と中小企業向けの事業承継税制の比較】

□税制措置

<個人版・中小企業向け>相続税・贈与税の納税猶予（100%）

□期間

<個人版>10年間（2019～2028年）

<中小企業向け>10年間（2018～2027年）

□対象資産

<個人版>多様な事業資産 / <中小企業向け>非上場株式

□要件

<個人版・中小企業向け>経営承継円滑化法に基づく認定など

頻発する自然災害への備え

事前対策の設備投資に対し20%の特別償却を実施

【防災・減災設備投資促進税制の創設】

□狙い

自然災害が頻発する中、中小企業・小規模事業者の災害への事前対策を強化するための設備投資を後押しする。

□適用対象（要件）

青色申告書を提出する中小企業・小規模事業者。

中小企業等経営強化法（改正法）の「事業継続力強化計画」（仮称）などの認定を受けることが必要。

□対象設備

○機械装置（100万円以上）＝自家発電機、排水ポンプなど

○器具備品（30万円以上）＝制震・免震ラック、衛星電話など

○建物附属設備（60万円以上）＝止水版、防火シャッター、排煙設備など

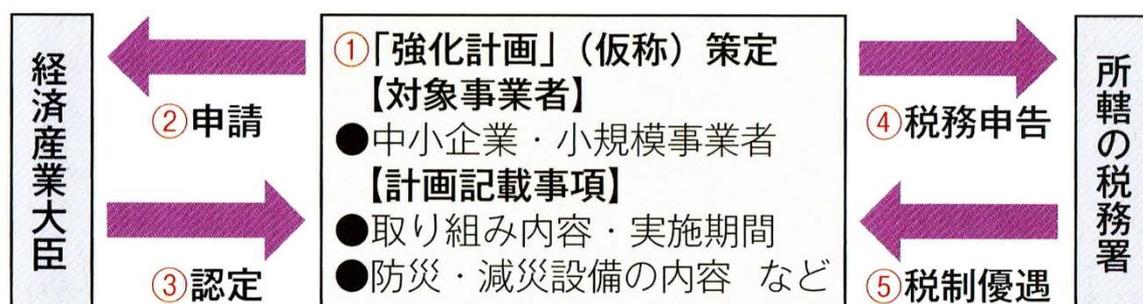
□税制措置

対象設備への投資に対する特別償却（20%）

□適用期限

中小企業経営強化法改正法の施行日から2021年3月31日までの間に取得し、事業の用に供した設備。

【税制措置のスキーム】



「攻めの投資」を後押しする支援税制を2年間延長

法人税率の特例も2年間延長

【中小企業・小規模事業者の設備投資を支援する税制措置の延長】

(適用期限：2021年3月31日まで)

設備の種類 (価額要件)	機械・装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>【中小企業経営強化税制】 即時償却 または税額控除10% (※7%) ⇒延長・強化</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">生産性向上設備 (A 類型) 生産性が年平均 1% 以上向上</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">収益力強化設備 (B 類型) 投資利益率 5% 以上のパッケージ投資</div> </div> </div>			
	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>【中小企業投資促進税制】 30% 特別償却または税額控除 7% (※ 30% 特別償却のみ適用) ⇒延長</p> </div>		<div style="border: 2px solid green; padding: 5px;"> <p>【商業・サービス業・ 農林水産業活性化税制】 30% 特別償却 または税額控除 7% (※ 30% 特別償却のみ適用) ⇒延長</p> </div>	

【中小企業者等の法人税率の特例の延長】

(本則＝期限の定めなし、租税特別措置法＝2021年3月31日まで)

対象

大法人 (資本金1億円超の法人)

中小法人 (資本金1億円以下の法人)

本則税率

大法人＝所得区分なし：23.2%

中小法人 (800万円超の所得金額)：23.2%

中小法人 (800万円以下の所得金額)：19%

租税特別措置法

中小法人 (800万円以下の所得金額)：15%

【納税環境整備】

マイナンバーの銀行口座への付番推進

国税関係書類の電磁的記録による保存制度及びスキャナ保存制度の見直し、税務署長の承認。

※中小企業庁 (2019年度中小企業・小規模事業者関係税制改正について) を参照

石川 光男

今後のセミナー ※各セミナー、前日までにFAXにてお申込みをお願いします。

1. 4月22日(月) 相続セミナー

『 相続手続で必須な実務上の知識
～生前の準備と相続発生時、協議でのトラブル事例など～ 』

講師 司法書士・行政書士/鈴木 直幸 氏

時間 17:30～19:00 会費 1,000円

場所 みらい経営3Fセミナールーム ※終了後、有志による交流会有り

【みらい経営：創業44周年感謝の集い 特別講演会】

『 徳の高い会社でより良い組織づくり!! (仮題) 』～徳は本なり 財は末なり～

講師：天明 茂 氏 (公認会計士、人間力大学校 理事長)

会場：名古屋国際会議場(日比野)

平成31年7月16日(火)15時30分～17時30分(予定)

講演会終了後、異業種交流兼懇親会を行なう予定です。

熱田・港倫理法人会のセミナー お問い合わせはみらい経営まで TEL 651-6000

1. 4月18日(木) 経営者モーニングセミナー

テーマ 「 良い結果は準備次第 」

講師 小野寺 明美 氏

時間 AM 6:30 ～ AM 7:30

会費 無料

場所 金山ゼミナールプラザ

2. 4月25日(木) 経営者モーニングセミナー

テーマ 「 憂えなければ崩れない 」

講師 伊坪 浩幸 氏

時間 AM 6:30 ～ AM 7:30

会費 無料

場所 金山ゼミナールプラザ

※倫理法人会セミナー、事前申込みは必要ありません。

受付で「石川光男の紹介です」とお伝えください。

※会場・・・金山ゼミナールプラザ 〒460-0024 名古屋市中区正木3-7-15

TEL 052-331-6411

4月の税務と労務

- ・ 2月の決算法人の確定申告、消費税など納税 期限(4月30日)
- ・ 8月の決算法人の中間申告、納税 期限(4月30日)
- ・ 8月の決算法人の消費税の中間申告 期限(4月30日)
- ・ 3月分源泉所得税納付 期限(4月10日)

税理士法人みらい経営 名古屋オフィス (発行元)

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光 男

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066

ishikawa@ishikawakk.or.jp

半田オフィス

税理士 榊原 睦

〒475-0928 半田市桐ヶ丘一丁目89番

TEL 0569 (26) 1566 FAX 0569 (26) 1569

mbara623@k6.dion.ne.jp